

船舶事故調査報告書

平成26年2月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	釣り客負傷
発生日時	平成25年8月9日（金） 18時15分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市 ^{こうのしま} 神島外港 神島外港2号防波堤灯台から真方位001° 280m付近 （概位 北緯34° 27.1′ 東経133° 30.6′）
事故調査の経過	平成25年9月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 第22さかえ、10トン 291-36639岡山、有限会社さかえ 13.67m (Lr) × 3.36m × 1.50m、FRP ディーゼル機関、356.7kW、平成8年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 24歳 二級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年4月4日 免許証交付日 平成23年6月16日 （平成28年6月15日まで有効） 釣り客A 男性 6歳
死傷者等	軽傷 1人（釣り客A）
損傷	係船索が切断
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、午後の第3便の瀬渡しを終えて神島外港の神島2号浮棧橋（以下「本件棧橋」という。）に船首着けしている船舶の右舷側に左舷側を接舷し、左舷船首及び左舷船尾から係船索を各1本取って係留を行い、予約を取っていた残り2人の釣り客（以下「釣り客A」及び「釣り客B」という。）を待っていた。</p> <p>本船は、釣り客A及び釣り客Bが本件棧橋に到着して本船に乗船したので、船長が、左舷船首及び左舷船尾の係船索を外し、操舵室に戻り、右舵を取って機関を後進にかけたところ、平成25年8月9日18時15分ごろ、神島外港2号防波堤灯台から真方位001° 280m付近において、右舷船首方でバチンと音がし、右舷船首側に立っていた釣り客Aがうずくまった。</p> <p>船長は、釣り客Aの状態を見たところ、右舷船首の係船索が切断</p>

	<p>し、釣り客Aの両足の皮がむけてうっすらと血がにじんでいることを認め、事務所に携帯電話で連絡して救急車を手配した。</p> <p>釣り客Aは、両下腿の擦過傷を負った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 低潮時</p>
その他の事項	<p>本船は、午後の第3便の瀬渡しを終えて係留する際、乗船していた釣り客（以下「釣り客C」という。）が、船長が操舵室から降りて来る間に本船が離れたらいけないと思い、本件棧橋から右舷船首部の係船柱に係船索を掛けた。</p> <p>船長は、本事故後、常連の釣り客Cがふだんは使用していない右舷船首に係船索を取っていたことを知った。</p> <p>船長は、他の釣り客からまだ出港しないのかと言われていたので、少し焦っていた。</p> <p>釣り客Aは、右舷船首部の係船柱から約10cmの船首甲板上に立って手すりをつかんでいた。</p> <p>切断した係船索は、長さ約3.5m、三つ打ちの直径約14mmのナイロン製のロープであり、一方が本件棧橋床の鉄格子に付けられた鉄環に結ばれ、他方が舳い結びで本船の右舷船首部の係船柱に掛けられていたが、舳い結びの輪の内側の結び目付近であるロープの先端から約50cmの所が切断していた。</p> <p>船長及び釣り客は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし <p>本船は、神島外港の本件棧橋に係留中の船舶の右舷側から離れようとして作業中、船長が、右舷船首部の係船柱に本件棧橋からの係船索がつながれていることに気付かなかったことから、機関を後進にかけたところ、同係船索が切断し、係船索のそばに立っていた釣り客Aの両足に切断した係船索が当たって負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、神島外港の本件棧橋に係留中の船舶の右舷側から離れようとして作業中、船長が、右舷船首部の係船柱に本件棧橋からの係船索がつながれていることに気付かなかったため、機関を後進にかけたところ、同係船索が切断し、係船索のそばに立っていた釣り客Aの両足に切断した係船索が当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、出発前には必ず係留状態を確認すること。 ・船長は、出発前に釣り客を船内の安全な場所に誘導すること。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 棧橋での旅客の乗下船及び船舶の離着棧等の際における作業の補助者を配置することが望ましい。 |
|--|--|